

## 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各地で甚大な被害が発生している。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災・国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限は、令和2年度末までとなっている。

特に本市は、広大な森林面積と多くの河川等を有しているため、河川の氾濫、堤防の決壊、山間部の土砂崩落等の自然災害のリスクが高く、多くの犠牲者が発生すると推定される。また、近隣の市町に原子力施設が所在することから、原子力災害発生時の対応も含め市民の安全を守るための措置を講じる必要がある。

よって、本市議会は国に対し、今後起こり得るあらゆる災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興へ向け、防災・減災・国土強靱化対策のより一層の推進が図られるよう、下記の事項の特段の措置を強く要望するものである。

### 記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」および関連する地方財政措置を令和3年度以降も継続すること。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算を確保すること。
- 3 平常時だけでなく、原子力災害時を含む災害時において、安定的な通行が確保されるよう幹線道路網の整備やインフラの老朽化対策など対象事業を拡充すること。
- 4 災害復旧予算等の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に特に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
農林水産大臣

国土交通大臣  
内閣官房長官  
国土強靱化担当大臣  
内閣府特命担当大臣（防災 海洋政策）  
内閣府特命担当大臣（原子力防災） 宛

長浜市議会議長